

飲料水の 水質検査



井戸は、周囲の環境から水質が汚染される可能性がありますので、水質検査を実施し、飲み水として適しているかどうかを確認する必要があります。



水質検査の種類等

使用開始前検査

地下水は、地質等に由来する物質を含んでいることがあります。

新たに井戸水を飲み水として使い始めるとときは、飲み水として適するかどうかを判断するため、水道法の水質基準に準じた水質検査を実施する必要があります。

検査時期

井戸水を飲用として使い始めるとき

検査項目

水道法に定める水質基準項目(52項目)

定期検査

井戸の飲用使用開始後は、1年に1回以上、水質検査を受けてください。

また、日頃から、色、濁り、臭い、味などの異常に注意し、飲用に適しているかどうかを確認しましょう。

周辺の飲用井戸や地下水の水質検査結果などから、13項目以外に、マンガン、ヒ素、フッ素等の項目を追加して実施することが望ましい場合もあります。検査をされる場合は、市町の担当課又は最寄りの県健康福祉センター(環境保健所)へご相談ください。

検査時期

1回/年 以上

検査項目

水質基準項目のうち
13項目 (P3 検査項目参照)

臨時検査

日頃の使用で、色・濁り・臭い・味などの異常を感じた場合や、周辺の井戸等で汚染が確認された場合などに、使用している井戸水の安全性を確認するため、臨時に、必要な項目の水質検査を実施します。

検査時期

必要なとき

検査項目

水質基準項目のうち
必要な項目



水質検査の方法

水質検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた民間の水質検査機関等で受けることができます。

水質検査機関については、市町の担当課又は最寄りの県健康福祉センター(環境保健所)へお尋ねください。

検査のための採水は、不純物や他の細菌の混入を防ぐため、水質検査機関が用意する専用の容器を使用し、また、検査項目によっては、専門的知識を必要とする場合がありますので、水質検査機関にご相談ください。



問い合わせ先

お住まいの市町	健康福祉センター	電話番号
岩国市・和木町	岩国	0827-29-1528
柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町	柳井	0820-22-3631
下松市・光市・周南市	周南	0834-33-6429
山口市・防府市	山口	083-934-2536
宇部市・美祢市・山陽小野田市	宇部	0836-39-9861
長門市	長門	0837-22-2811
萩市・阿武町	萩	0838-25-2663

下関市にお住まいの方は、下関保健所試験検査課（083-250-2111）に御相談ください。



水質基準に適合していない場合は？

水質検査の結果、水道法の水質基準に適合していない場合、飲用として不適当です。

一旦利用を停止し、市町の担当課又は最寄りの県健康福祉センター(環境保健所)に相談しましょう。

水質を改善するためには、原因を調べ、施設の改善を行ったり、井戸の清掃、浄水器によるろ過、塩素系薬剤による消毒を行ったりするなど、適切な処置が必要です。

水道が利用できる区域の場合は、水道への切り替えもご検討ください。

検査項目

定期検査の13項目

項目	水質基準	内 容																	
臭気	異常でないこと	地質などにより土やカビの臭いが、汚水の混入により下水や油、薬品の臭いがすることがあります。塩素以外の臭いがしたら要注意です。																	
味	異常でないこと	水に溶けている鉄や塩類などの物質の種類や濃度によって感じ方が異なってきます。塩素以外の味がしたら要注意です。																	
色度	5度以下	地質中の鉄、マンガンなどが含まれることにより、淡黄色や黄褐色に見えることがあります。また、工場排水などの浸透により着色することもあります。着色があると感じたときは要注意です。																	
濁度	2度以下	主に土砂によるものですが、種々の排水の混入などによる場合もあります。濁りがあると感じたときは要注意です。																	
pH値	5.8以上 8.6以下	水の酸性・アルカリ性を数字で示します。(pH7が中性) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>酸性</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>アルカリ性</td></tr></table> 通常、地下水のpHは変化しにくいので、その値が普段と比べて大きく変わったら、汚水等の混入の恐れがあります。	酸性	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	アルカリ性
酸性	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	アルカリ性			
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	人畜のし尿や汚水等によって汚染されている場合の指標となります。																	
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L 以下																		
塩化物イオン	200mg/L 以下	海水の影響やし尿による汚染などがあると高くなります。																	
有機物 (全有機炭素の量)	3mg/L以下	し尿や下水、工場排水などの汚水が混じると高くなります。																	
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300mg/L 以下	硬度が高いと、石けんの泡立ちが悪くなったり、やかんに石灰がこびりついたりします。																	
鉄及び その化合物	0.3mg/L 以下	鉄が多いと、味に異常を感じたり、赤い水の原因となり白い洗濯物に汚れを生じたりします。																	
一般細菌	100個/mL 以下	一般細菌というのは、いわゆる雑菌のこと、汚染された水ではその数が増えます。																	
大腸菌	検出されないこと	大腸菌が検出される場合(陽性)は、その水がふん便性病原菌を含む汚水等によって汚染されている可能性があります。																	

使用開始前検査の52項目

定期検査の13項目に、次の39項目を加えたもの（水道法の水質基準項目）

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化物イオン及び塩化シアン、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、PFOS及びPFOA、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン（クロロム、ジブロモム、ブロモム及びトリハロメタンのそれぞれの濃度の総和）、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類



井戸水汚染をなるべく避けるため、井戸は、日頃から適切に管理しましょう。

- 井戸及びその周辺にみだりに人や動物が立ち入らないように柵や蓋をするなど措置をしてください。
- 生活排水等が地下浸透し、井戸が汚染されないよう、井戸の周囲に排水溝をつくらないでください。
- 井戸の周辺は清潔を保つよう定期的に点検を行ってください。